



市・県民税(住民税)の申告

令和3年分の収入に係る確定申告や市・県民税の申告が始まります。申告が必要な人が申告をしなかった場合、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、介護保険料、医療・福祉などの手当や保育料の算定と判定が正確にできないことがあります。期限内に申告を済ませましょう。

【問】市民税課 ☎613-8497・613-8498

① 給与

- 給与収入(パート・アルバイトを含む)があり、給与のみの収入で社会保険料控除や医療費控除、住宅ローン控除を受け、所得税の還付申告をする人
- 年末調整した給与以外に営業や農業、不動産、雑、一時、譲渡などの所得が20万円を超えた人
- 2カ所以上から給与を支給されていて、年末調整した給与以外の給与収入が20万円を超えた人

② 年金

- 公的年金のみ収入があり、所得税の還付や納付の申告をする人
- 公的年金収入が400万円を超えた、または公的年金に係る雑所得以外の所得が20万円を超えた人

③ その他

- 営業や農業、不動産、雑、一時、譲渡など所得の合計額が、所得控除額の合計額を超えた人

このフローチャートは目安です。不明な点はお問い合わせください

市・県民税の申告が必要か確認してみましょう

令和4年1月1日現在、盛岡市に住民登録がある **いいえ** → 令和4年1月1日現在、住民登録がある市町村へ申告してください

はい → **確定申告が必要**

①～③のいずれかに該当する

確定申告が必要 → **A**

※確定申告をする場合は市・県民税の申告は不要

令和3年1月1日から令和3年12月31日までの収入状況を確認します

① 収入がなかった、または非課税収入(遺族・障害年金、失業給付金、児童扶養手当など)のみ

② 収入が給与のみ、または給与と公的年金のみ ※「給与と非課税収入」の人も含む

③ 収入が公的年金のみ ※「公的年金と非課税収入」の人も含む

④ 営業や農業、不動産、公的年金以外の雑、一時、譲渡所得などの収入がある ※「上記の収入と給与や公的年金」の人も含む

令和4年1月1日現在、盛岡市に住民登録がある親族が、あなたを扶養親族または同一生計配偶者として申告している **はい** → **申告は不要**

会社で給与収入の年末調整を受けた **はい** → **申告は不要**

年金収入(年額)が次に該当する
・昭和32年1月2日以降生まれ→101万5000円以下
・昭和32年1月1日以前生まれ→151万5000円以下
※扶養・控除の追加や修正をしたい場合は「いいえ」へ

源泉徴収票に記載されている控除のほかに、追加したい控除がある。または、控除の内容に修正がある
・扶養控除やひとり親・寡婦控除、障害者控除などの追加や修正がある
・社会保険料控除や生命保険料控除、医療費控除などの追加がある **いいえ** → **申告は不要**

市・県民税の申告が必要 → **B**

※確定申告をする場合は不要

市・県民税の申告に必要なもの

- 市・県民税申告書
- マイナンバーと身元が確認できる書類
- 前年中の収入が分かる書類
 - 給与や公的年金の源泉徴収票や報酬の支払調書など
 - 収支内訳書(営業や農業、不動産などの所得がある人は、収入や経費、所得などをあらかじめ記入して持参ください)
- 所得控除の内容を証明する書類
 - 国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、社会保険料、寄附金、雑損失などの領収書や証明書
- 国民年金保険料や生命保険料、地震保険料の支払・控除証明書
- 身体障害者手帳や療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害者控除対象者認定書など
- 医療費控除の明細書(申告者が作成して持参してください)

A 確定申告が必要な人 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐため、e-Tax(電子申告)や郵送申告にご協力ください

1 国税庁ホームページで申告書を作成し、提出

ホームページ内、「確定申告書等作成コーナー」で作成します

ホームページはこちら ▶

2 確定申告相談会場で、パソコン・自身のスマートフォンで申告

日時:2月16日(水)~3月15日(火)、9時~16時
※土・日曜、祝日を除く。ただし2月20日(日)・27日(日)は開設

会場:アイーナ7階(盛岡駅西通一)
※入場には、当日配布またはLINEを通じて事前発行する「入場整理券」が必要です。

※無料駐車場はありません
※期間中、盛岡税務署(本町通三)には申告会場を設けていません

【問】確定申告について: 盛岡税務署電話相談センター ☎622-6141(音声案内)

個人事業税は、事業を営む個人が県に納める税金です
詳しくは、盛岡広域振興局県税部直税課 ☎629-6543へお問い合わせください

所得税の確定申告をした人は、市・県民税の申告をする必要はありません

B 市・県民税の申告が必要な人 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐため、郵送申告にご協力ください

1 郵送で申告

① 市ホームページからダウンロード
申告書は、①・②の方法で入手できます
ホームページはこちら ▶

② 次の配布場所へ入手 配布・発送は1月24日(月)から
本庁舎(本館2階エレベーターホール) / 都南総合支所 / 玉山総合事務所 / 青山支所 / 太田支所 / 松園連絡所 / 繁支所 / 築川支所 / 飯岡出張所 / 乙部出張所 / 玉山出張所 / 巻堀出張所 / 藪川出張所

2 相談会場で申告 ※受け付けは、12時~13時の時間帯と土・日曜、祝日を除きます

盛岡地域	受付日	受付時間	会場(所在地)	
盛岡地域	2/1(火)	9時半~15時	上米内地区振興センター(上米内字中居) 松園地区公民館(東松園二)★	
	2/2(水)	9時半~15時	松園地区公民館(東松園二) 築川老人福祉センター(川目10)	
	2/3(木)	9時半~15時	みたけ老人福祉センター(みたけ三) 北厨川老人福祉センター(厨川一)	
	2/4(金)	9時半~15時	西部公民館(南青山町)	
	2/7(月)	9時半~15時	太田老人福祉センター(上太田細工)	
	2/8(火)	9時半~15時	太田地区活動センター(中太田深持)	
	2/9(水)	9時半~15時	青山地区活動センター(青山三)★	
	2/10(木)	9時半~15時	青山地区活動センター(青山三)	
	2/14(月)	9時半~15時	土淵地区活動センター(前湯四) 中野地区活動センター(東安庭字小森)	
	2/15(火)	9時半~15時	本宮老人福祉センター(本宮四)	
都南地域	2/17(木)	10時~15時	つなぎ地区活動センター(繁字堂ケ沢)	
	2/17(木)	10時~12時	銭掛地区振興センター(新字字銭掛)	
	2/18(金)	9時半~15時	仙北地区活動センター(仙北二)	
		10時~11時半	根田茂地区コミュニティ消防センター(根田茂5)	
	2/18(金)	13時半~15時	砂子沢生活改善センター(砂子沢10)	
		2/22(火)	9時~16時	本庁舎8階大ホール(内丸)
	3/15(火)			
	玉山地域	2/7(月)	9時半~15時	玉山地区公民館(日戸字鷹高)
		2/8(火)	9時半~12時	
		2/9(水)	9時半~12時	藪川地区公民館(藪川字外山)
2/10(木)		10時~15時		
2/14(月)		9時半~15時	好摩地区公民館(好摩字野中)	
2/21(月)				
2/28(月)	9時半~16時	玉山総合事務所3階大会議室(渋民字泉田)		
			3/15(火)	

★印の会場では、マイナンバーカードの交付申請ができます。無料で顔写真を撮影できるので便利です。【問】市民登録課 ☎613-8307

- 1D記載のカード申請書が身分証明書を持参してください
- 申請からカード受領まで1~3カ月かかります。カードが出来上がったから市からお知らせします

会場にお越しになる皆さんへ ※会場へは公共交通機関をご利用ください

- 新型コロナウイルス感染症対策のため、体調のすぐれない人の入場をお断りする場合があります。また、会場ではマスクの着用と手指の消毒にご協力をお願いします。
- 会場の混雑状況により、入場を制限する場合があります。
- 密集を避けるため、特に混み合う朝一番は避ける、近隣以外の会場を利用するなどのご協力をお願いします。
- 申告書の作成には、1時間以上かかる場合があります。必要書類を準備し、時間に余裕をもってお越しください。
- 営業や農業、不動産所得のある人は、資料不足や未計算などの理由により、申告が長時間にわたる場合があります。「収支内訳書の書き方」や前年の控えを参考に、事前に収入や経費を整理・計算してからお越しください。

無料で相談を受け付けます

東北税理士会盛岡支部主催の、税理士による税務相談会もご利用ください。(要事前予約)

【日時】毎週火・木曜、13時半~16時半
※祝日と年末・年始を除く

【場所】県税理士会館(大沢川原三)

【問】県税理士会館 ☎622-5160

東北税理士会盛岡支部
ホームページはこちら ▶

【問】市・県民税の申告について:市民税課(市役所本庁舎2階) ☎613-8497・613-8498